

介護報酬改定等に伴い  
事業所として  
取り組むべきこと  
備えておくべきこと

令和6年7月 名護市介護長寿課 介護給付・保険料係

## 本資料のねらい

令和3年度介護報酬改定より求められる項目が増えた

「指針や方針の整備」について

- ▶ 整備が必要なものを整理(今年度から義務化のもの含む)
- ▶ 整備についての指定権者(名護市)の考え方をお伝えします。

## 本資料における根拠規定等

<b>基準 省令</b>	<p><u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準</u> (平成11年3月31日 厚生省令第38号) ※介護報酬の解釈（以下、「赤本」）でいうページ左側部分</p> <p><a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411M50000100038">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411M50000100038</a></p>	 <p>e-Gov法令検索</p>
<b>解釈 通知</b>	<p><u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について</u> (平成11年7月29日 老企第22号) ※赤本でいうページ右側部分</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227941.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227941.pdf</a></p>	 <p>令和6年度改定部分の 新旧対照表PDF</p>
<b>名護市 条例</b>	<p><u>名護市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例</u> (平成30年3月28日 名護市条例第4号)</p> <p><a href="https://krq909.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf">https://krq909.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf</a></p>	 <p>名護市例規システムにて検索</p>

## 基準省令と名護市条例とは

基準省令と解釈通知は、厚労省が定めているもの。

ただし、実際の運営に関する基準は指定権者である市町村が条例で定めることとなっています。（介護保険法第81条第2項）

▶ **名護市条例のほとんどの規程は基準省令に準じています。**

## 基準省令と名護市条例で異なる部分

事業者が整備する記録の保存期間について

基準省令 → 2年      名護市条例 → 5年

▶ **名護市指定事業者は5年間保存のルールが適用されます。**

基準省令第29条【記録の整備】（令和6年度4月版赤本 P810～811）

名護市条例第32条【記録の整備】

## 保存期間が定められている記録

1	計画の実施状況の把握に伴う、サービス事業者との連絡調整に関する記録
2	利用者ごとの以下の事項が記載された居宅介護支援台帳 ▶ 居宅サービス計画                      ▶ アセスメントの結果の記録 ▶ サービス担当者会議の記録           ▶ モニタリングの結果の記録
3	やむを得ず身体的拘束を行う場合の理由、態様及び時間、利用者の心身の状況 ▲ 令和6年度報酬改定により追加された項目
4	下記の利用者について、保険給付適正化の観点から市町村へ通知した内容の記録 ▶ 故意に要介護状態の程度を増進させたり、不正に保険給付を受けたり、受けようとしている利用者
5	利用者やその家族から受けた苦情の内容等の記録
6	指定居宅介護支援の提供により発生した事故の状況及び採った処置

契約終了によりサービス提供が終了した日から **5年間の保存**が必要です。

令和6年度介護報酬改定ピックアップ

## 身体的拘束等の原則禁止や行う場合の記録

原則、身体的拘束その他行動を制限する行為(身体的拘束等)は禁止。

ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除く。行う場合は理由等を記録しなければならない。

また、緊急やむを得ない理由については、組織等として要件の確認等の手続きを慎重に行うこととする。

基準省令第13条第2の2号【指定居宅介護支援の具体的取扱方針】（令和6年度4月版赤本 P785～786）



**個人の判断によらず事業所としての対応が重要。**

そのために、**事業所として必要な指針等を整備し**  
全ての従業者に周知すること必要があります。

# 事業所に整備が求められる指針、方針の整理

## 職場におけるハラスメントの防止のための方針

適切な指定居宅介護支援の提供の確保を目的として、  
業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により  
就業環境が害されることを防止する方針の明確化等の措置を講じる必要がある。

### 整備すること

- ▶ ハラスメント禁止の明確化、  
相談対応の担当者の指定、事実確認等の適切な対応や被害者配慮の取組

措置は「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」等を参照することが望ましいです。



マニュアルはこちら。厚労省HP「介護現場におけるハラスメント対策」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

基準省令第19条第4項【勤務体制の確保】（令和6年度4月版赤本 P799～801）

事業所に整備が求められる指針、方針の整理

## 感染症の予防及びまん延防止のための指針(今年度より義務化)

事業所における感染症の発生やまん延を防止することを目的に、  
平常時の対策、感染者発生時の対応の両方を指針として整備する必要がある。

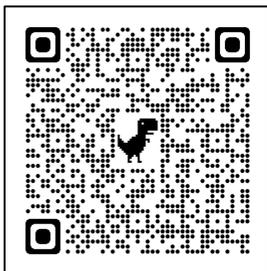
### 平常時の対策

- ▶ 事業所内の環境整備(清掃等)、標準的な予防策(手洗い等)

### 発生時の対応

- ▶ 状況把握、感染拡大防止措置、医療機関や行政機関(保健所や市町村)への報告  
事業所内部や医療機関等への連絡体制を整備し明記

内容は「介護現場における感染対策の手引き」を参照することが望ましいです。



手引きはこちら。

厚労省HP「介護事業所等向け新型コロナウイルス感染症感染対策等まとめページ」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

事業所に整備が求められる指針、方針の整理

## 事故発生時の対応方法

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合の  
必要な措置についてあらかじめ定めておくことが望ましい。

### 運営基準において定められている対応

▶ 市町村と利用者の家族への連絡、必要に応じて損害賠償を行うこと

運営基準上定められていませんが、同様の不測の事態の対応として  
「苦情処理」についても必要な措置について定めておくことが望ましいです。

### 具体的な対応例

▶ 利用者やその家族、関係者から事情を聞き問題点を把握  
対応策を検討し、必要に応じて利用者等への説明

基準省令第27条【事故発生時の対応】（令和6年度4月版赤本 P807～808）

基準省令第26条【苦情処理】（令和6年度4月版赤本 P806～807）

事業所に整備が求められる指針、方針の整理

## 虐待の防止のための指針(今年度より義務化)

高齢者の尊厳の保持や人格の尊重を目的に、  
虐待の防止や発生時の体制を指針として整備する必要がある。

### 記載する項目

- ▶ 虐待防止委員会や職員研修といった平常時の体制、  
虐待等が発生した場合の事業所内の対応、相談、苦情解決に関する事項等

また、「利用者等に対する指針の閲覧」も記載項目として定めがあるため、  
従業者だけでなく利用者にも公開されている必要があると考えられます。

※指針の整備を含めた措置(委員会の開催や研修の実施等)が未実施の際は報酬減算の対象となります

基準省令第27条の2第2号【虐待の防止】（令和6年度4月版赤本 P808～810）

事業所に整備が求められる指針、方針の整理

## 業務継続計画の策定(今年度より義務化)

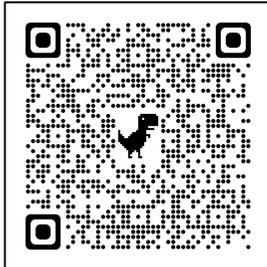
感染症や災害の発生時でも、継続して指定居宅介護支援を提供するため、または早期の業務再開を図るための計画を策定する。

### 感染症に係る計画に記載する項目

- ▶ 平時の備え、初動対応、感染拡大防止体制 ※感染症予防等の指針と一体的な作成も可。

### 災害に係る計画に記載する項目

- ▶ 平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携



参考資料はこちら。

厚労省HP「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

※策定を含めた措置(研修や訓練の実施等)が未実施の際は報酬減算の対象となります。

(居宅介護支援事業所について減算の実施はR7.4～)

基準省令第19条の2【業務継続計画の策定等】（令和6年度4月版赤本 P808～810）

事業所に整備が求められる指針、方針の整理

## 個人情報取り扱いのための基本的なルール

介護サービス事業者は利用者等の個人情報を事業の用に供していることから、個人情報の保護に関する法律に基づき、データの漏洩等の防止や適正な取扱いを確保する必要があります。

### 必要な取扱いの例

- ▶ 個人情報の取り扱いの基本的なルールを定める
- ▶ 紙で管理する情報は施錠できる書庫等に保管する
- ▶ パソコン等を持ち運ぶ際にパスワードの設定等を行う

【参考】R6.6.25 厚労省事務連絡「介護サービス事業者における個人情報の適正な取扱いの徹底について(周知)」

個人情報の適切な管理はテレワークの実施の際にも必要な措置となっています。

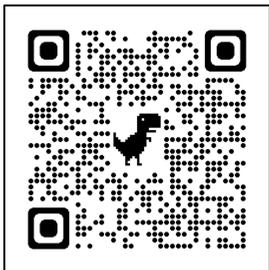
### テレワークにおいて留意することの例

- ▶ 第三者による覗き込みや聞き取りにより個人情報が漏れないようする
- ▶ 自宅に持ち帰り作業する際の個人情報の取扱いを考える

【参考】R6.3.29 介護保険最新情報Vol.1237

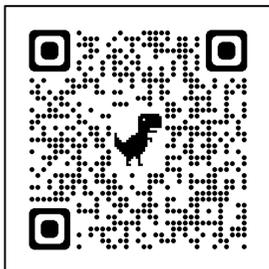
「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について」

## 個人情報の取り扱いのための基本的なルール【参考資料】



厚労省HP「厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等」  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

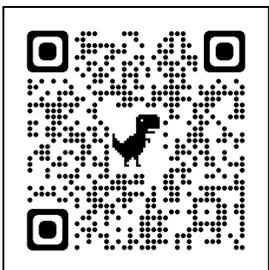
リンク先ページ > 医療分野 > 医療機関等、介護関係事業者  
「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を参照



個人情報保護委員会HP「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」  
[https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines\\_tsusoku/](https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/)

まずは、

3. 個人情報取扱事業者等の義務 / 10. (別添) 講ずべき安全管理措置の内容 を参照



個人情報保護委員会HP「法令・ガイドライン等」>「お役立ちツール(※中小企業向け)」  
<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#oyakudati>

安全管理のルールの作成は「データ取扱要領(例)」を参考にしてみてください。

## まとめ > 指針や方針の整備の考え方について（名護市解釈）

- ・ 指針や方針を整備することで、事業所としての考え方を明確にし、業務を円滑に進めることができる。
- ・ 確実な周知によって、従業者ごとに対応に差が生じないようになる。
- ・ 手順書として活用できるため、利用者への対応や内部での指示系統の流れをフロー図にするなど「誰が見ても理解しやすい」ことが好ましい。
- ・ 従業者が指針等に常時アクセスできることで体制の強化に繋がる。
- ・ 定期的（少なくとも1年に1回）に見直しの必要性を検討し、事例に応じた修正や最新の情報収集により、必要に応じて更新する。
- ・ 管理者等に負担が集中しないような役割分担も検討する。
- ・ 未策定のものは、まずは作成することから始めることが重要。

## 介護報酬改定に伴い質問があったもの

Q	A
<p>令和6年4月より義務化された措置に伴う<u>委員会の設置</u>はどのように対応したらよいか。</p>	<p>居宅介護支援事業所で設置が求められる委員会は、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・感染症の予防及びまん延防止のための対策を検証する委員会</li><li>・虐待の防止のための対策を検討する委員会</li></ul> <p>が基準省令で定められています。</p> <p>実施にあたっては</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業所における他の会議体と一体的に運営することも差し支えないこと</li><li>・法人内の複数事業所や関係機関等の協力を得て開催することも考えられる</li></ul> <p>とされています。</p> <p>また、感染症に関するものは</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・おおむね6か月に1回以上の開催</li><li>・従業者が1名の場合は、指針の整備により開催しないことも差し支えない(整備は外部の専門家等と積極的な連携が望ましい)</li></ul> <p>とされているため留意してください。</p>

## 介護報酬改定に伴い質問があったもの

Q	A
<p>令和6年4月以降の<u>運営規定</u>について留意することは。</p>	<p>対応義務化に伴い「虐待の防止のための措置に関する事項」の記載が漏れないようにしてください。 具体的には、組織内の体制(担当者や従業者の研修に係ること等)や虐待(疑い含む)が発生した場合の対応方法等を完結に記載しておきましょう。 その他、職員の員数について「利用者〇〇人ごとに1名以上配置」等の記載がされている場合には「名護市条例(又は国基準省令)に定める人数」と記載しても差し支えありません。 指定居宅介護支援の提供方法について、モニタリングの手順を記載されている場合は改定後の内容に則しているかご確認ください。</p> <p>また、変更点については重要事項説明書と相違が生じないようにしてください。</p>

**報酬改定に限らず運営や届出について不明な点がございましたら、赤本等を確認のうえ、担当までお問い合わせください。**